千九百八十七年十一月三十日の国際連合総会決議四二／三七Ｃ（千九百八十七年）に基づき、千九百八十八年八月二十六日の安全保障理事会決議第六百二十号（千九百八十八年）により再確認されたとおり、シリア・アラブ共和国における化学兵器使用事案に関する国際連合の調査団（以下「調査団」という。）が事務総長により設立されたことを歓迎し、また調査団の活動に謝意を表明し、

調査団による二千十三年九月十六日の報告書（Ｓ／二〇一三／五五三）を認識し、調査団がその任務を遂行する必要性を強調し、また、シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用についての将来的な信頼に足る主張が調査されるべきであることを強調し、

調査団の報告において結論付けられたとおり、二千十三年八月二十一日のリフ・ダマスカスにおける化学兵器の使用に深く憤慨し、それに起因する市民の殺戮を非難し、化学兵器の使用は深刻な国際法違反を構成することを確認し、また化学兵器のいかなる使用に対しても責任を負う者は説明責任が問われなければならないことを強調し、

全ての国は、化学兵器を含む大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えるとの安全保障理事会決議第千五百四十号（二千四年）の下での義務を想起し、

最も迅速かつ安全な方法でシリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄を確保することを目的とした、二千十三年九月十四日のジュネーブにおけるロシア連邦及びアメリカ合衆国の間のシリアの化学兵器廃絶に向けた枠組み（Ｓ／二〇一三／五六五）を歓迎し、また、シリア・アラブ共和国における化学兵器及びその部品を即時に国際管理に置く約束を表明し、

シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の迅速な廃棄及びそのための厳しい検証に向けた特別な手続を創設する二千十三年九月二十七日の化学兵器禁止機関（ＯＰＣＷ）執行理事会の決定を歓迎し、また二千十三年九月二十七日のＯＰＣＷ執行理事会決定に含まれる予定表に基づき、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃棄を確保するとの決意を表明し、

シリア・アラブ共和国における現在の危機の唯一の解決は、二千十二年六月三十日のジュネーブ・コミュニケに基づく、包括的かつシリア人主導の政治プロセスを通じたものであることを強調し、また可能な限り早期にシリアに関する国際会議を開催する必要性を強調し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用は国際の平和と安全に対する脅威を構成することを認定し、

加盟国は、国際連合憲章第二十五条の下で、安全保障理事会の決定を受諾しかつ履行することを義務づけられていることを強調し、

1. いかなる場所においても化学兵器の使用は国際の平和と安全に対する脅威を構成することを認定する。

2. シリア・アラブ共和国におけるいかなる化学兵器の使用、特に二千十三年八月二十一日の攻撃を、国際法違反として、最も強い表現で非難する。

3. シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の迅速な廃棄及びその厳しい検証に向けた特別な手続を含む、二千十三年九月二十七日のＯＰＣＷ執行理事会の決定を支持し、また、最も迅速かつ安全な方法でその完全な実施を要請する。

4. シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用、開発、生産、取得、貯蔵又は保有し、又は他国若しくは非国家主体に対し直接的若しくは間接的に移転してはならないことを決定する。

5. シリアにおけるいかなる当事者も化学兵器を使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有又は移転してはならないことを強調する。

6. シリア・アラブ共和国は、二千十三年九月二十七日のＯＰＣＷ執行理事会の決定（附属書Ⅰ）の全ての側面を遵守することを決定する。

7. シリア・アラブ共和国は、関連の勧告を遵守し、ＯＰＣＷ又は国際連合により任命された人員を受け入れ、これら人員により行われる活動の安全性を提供及び確保し、これら人員が職務を果たすに当たり、あらゆる場所への即時かつ制限のないアクセス及び査察の権利を提供し、ＯＰＣＷがその任務目的のために重要であると信じる根拠を有する個人に対する即時かつ制限のないアクセスを許可することを含め、ＯＰＣＷ及び国際連合に完全に協力することを決定し、また、この関連で、シリアにおける全ての当事者が完全に協力することを決定する。

8. 国際連合職員の先遣団に対し、シリアにおけるＯＰＣＷの活動に早期の支援を提供する権限を付与することを決定し、ＯＰＣＷ事務局長及び国際連合事務総長に対し、現地での活動を通じたものを含め、二千十三年九月二十七日の執行理事会の決定及び本決議の実施において緊密に協力することを要請し、さらに事務総長に対し、本決議採択の日から十日以内に、ＯＰＣＷ事務局長及び適切な場合には世界保健機関事務局長と協議し、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃絶における国際連合の役割に関する勧告を安全保障理事会に提出することを要請する。

9. シリア・アラブ共和国は国際連合の特権及び免除に関する条約の締約国であることに留意し、本決議又は二千十三年九月二十七日のＯＰＣＷ執行理事会の決定に規定された活動を実施するＯＰＣＷに任命された人員は、化学兵器禁止条約の検証附属書第二部（Ｂ）に含まれる特権及び免除を享有することを決定し、また、シリア・アラブ共和国に対し、国際連合及びＯＰＣＷと様式に関する協定を締結するよう要請する。

10. 加盟国に対し、ＯＰＣＷ事務局長及び事務総長と調整し、ＯＰＣＷ及び国際連合がシリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃絶を実施することを可能にするために、人員、専門技術、情報、装備並びに資金及びその他の資源及び援助を含む支援を提供することを奨励し、また、シリア・アラブ共和国の化学兵器計画の廃絶を最も迅速かつ安全な方法で確保するために、加盟国に対し、化学兵器禁止条約の目的に合致する形で、ＯＰＣＷ事務局長により特定された化学兵器を取得、管理、輸送、移転及び破壊する権限を付与することを決定する。

11. 全てのシリアの当事者及び関連能力を有する関係加盟国に対し、監視及び破壊の任務の安全のため、これに関するシリア政府の主要な責任を認識しつつ、ＯＰＣＷ及び国際連合と共に緊密に作業することを要請する。

12. シリア・アラブ共和国における二千十三年九月二十七日のＯＰＣＷ執行理事会の決定及び本決議の実施を定期的に見直すことを決定し、また、ＯＰＣＷ事務局長に対し、本決議の実施に関連した国際連合の活動に関する関連情報を加える事務総長を通じ、三十日以内及びその後毎月、安全保障理事会に報告することを要請し、さらにＯＰＣＷ事務局長及び事務総長に対し、必要に応じ協調して、本決議又は二千十三年九月二十七日のＯＰＣＷ執行理事会の決定の違反につき安全保障理事会に報告することを要請する。

13. 違反事例の国際連合安全保障理事会への付託を規定する化学兵器禁止条約第八条に基づくＯＰＣＷのあらゆる報告を即時に考慮する用意があることを再確認する。

14. 加盟国は、必要な措置をとるために、非国家主体による化学兵器、その運搬手段及び関連物質の取得を含め、安全保障理事会決議第千五百四十号（二千四年）のいかなる違反も即時に安全保障理事会に報告することを決定する。

15. シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用に責任を有する個人はその責任を問われるべきであるという強い確信を表明する。

16. 現政権及び反体制集団並びに他の集団を含み、相互の合意に基づき形成され、完全な執行権限を行使する暫定統治機構の設立を始めとする多くの主要な措置を規定している二千十二年六月三十日のジュネーブ・コミュニケ（附属書Ⅱ）を完全に支持する。

17. 可能な限り早期に、ジュネーブ・コミュニケを実施するためのシリアに関する国際会議を開催することを要請し、また、全てのシリアの当事者に対し、真剣かつ建設的にシリアに関するジュネーブ会議に参加するよう要請し、また、彼らはシリア人の完全な代表であるべきであり、ジュネーブ・コミュニケの実施並びに安定及び和解の達成を約束すべきであることを強調する。

18. 全ての加盟国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを再確認し、また、全ての加盟国、特にシリア・アラブ共和国に隣接する加盟国に対し、本規定に適合しないいかなる行動も安全保障理事会に対し即時に報告するよう要請する。